

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）記載要領

1 入札参加資格審査申請の対象者

令和8年度的那須町の測量・建設コンサルタント等の入札参加を希望する者。

ただし、次のいずれかに該当する者については、入札に参加する資格はありません。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者。

ウ 営業に関し、法律上必要とする資格を有しない者。

エ 入札参加資格審査申請の審査基準日（令和7年12月1日）の直前2年間の各営業年度において、希望業種ごとの営業売上高のない者。

オ 国税又は地方税に未納がある者。

カ 申請者及び申請者の役員、申請者の使用人、申請者の経営に事実上参加している者が、那須町暴力団排除条例（平成23年条例第21号）第2条に規定される暴力団及び暴力団員等または密接関係者である者。

2 受付期間及び資格の有効期間

- (1) 受付期間 令和7年12月1日（月）から令和7年12月26日（金）まで
※持参の場合は土曜、日曜及び祝日を除く
※郵送の場合、消印有効
- (2) 資格の有効期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 申請手続き

(1) 受付方法等

- ① 受付方法 持参又は郵送で受け付けます。
- ② 受付時間 持参の場合の受付時間は午前9時から午後5時までです。
- ③ 提出先 〒329-3292 栃木県那須郡那須町大字寺子丙3-13
那須町役場財政課契約管理係（庁舎3階）

※ 持参の場合であっても事後審査になりますので、受付票は後日郵送となります。

(2) 提出書類

「4 申請書の記載要領及び添付書類」に掲げる書類

(3) 郵送受付における注意事項

- ① 申請書郵送の際に、申請封筒には『那須町測量・建設コンサルタント等入札参加資格審査申請書在中』と明記し、トラブルを未然に防ぐため、郵便書留で送付してください。
- ② 証明書等は、申請書提出時における最新のもの（証明書は写し可）を提出してください。
- ③ 提出書類に不備があった場合には再提出していただく場合があります。

4 申請書の記載要領及び添付書類

(1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）（様式1-1）

- ① 「02 業者番号」の欄は、過去に登録されたことがある方はその番号を記入してください。
- ② 「03 申請区分」の欄は、対応する下記コードを記入してください。ただし、受任者を置く場合は受任者の所在地で記入してください。
01：那須町内 03：大田原土木管内 04：県内 05：県外
- ③ 「04 新継区分」の欄は、過去に登録されたことがある方は「2」を、新規に登録を希望される方は「1」を記入してください。

- ④ 「05 フリガナ」の欄は、カタカナで記入し、濁点、半濁点はそれを含めて1文字として記入してください。（以下「フリガナ」の欄は、同様に記入）
- ⑤ 「06 商号又は名称」の欄の法人の種類を表す文字については、（株）、（有）等、次の略号を用いて記入してください。
- 株式会社：（株） 有限会社：（有） 合資会社：（資） 合名会社：（名） 合同会社：（同）
 協同組合：（協組） 公益財団法人：（公財） 一般財団法人：（一財）
 公益社団法人：（公社） 一般社団法人：（一社）
- なお、カッコはそれぞれ1文字として記入し、フリガナについては、法人の種類を表す文字については記入しないでください。
- ⑥ 「08 代表者氏名」欄については、姓と名前の間は1文字空けて、記入してください。フリガナについても同様です。また、代表者氏名の後に押印（代表者印）を忘れずにお願いします。
- ⑦ 「09 代表者役職名」の欄には、代表者の役職を記入してください。（個人の場合は、「代表」と記入してください）
- ⑧ 「10 郵便番号」の欄には、本店所在地の郵便番号を記入してください。
- ⑨ 本店所在地は、「都道府県名」、「市区町村名」に分けて記入し、「11 所在地」の欄には、都道府県名、市区町村名以外の町・丁目、番号などの所在地を記入してください。なお、「大字」、「字」は省略し、「丁目」、「番地」は、「－（ハイフン）」により省略して記入してください。
- ⑩ 「12 電話番号」及び「FAX番号」は本店のものを記入してください。
- ⑪ 「13 受任者の有無」の欄には、那須町発注の入札及び契約締結等についての権限を委任する者を置いている場合には「1」を、置いていない場合には「2」を記入し、受任者を置く場合には、委任状（様式2）を提出してください。
- ⑫ 「14 適格組合該当」の欄には、官公需適格組合（申請者が事業協同組合等の場合で、経済産業局から官公需適格組合の証明を受けている者が該当します。）に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入してください。なお、「1」を記入した方は、証明書の取得年月日及び番号を記入してください。
- ⑬ 「15 営業年数」の欄は、「1 創業」から申請日直前の決算日までの期間で、「2 休業期間」を除いた満営業年数を記入してください。
- ◇ 申請事項に不明な点があった場合、問い合わせをしますので、「16 フリガナ」、「17 申請担当者氏名」の欄及び連絡先電話番号は必ず記入してください。

(2) 業務関係一覧（様式1－2）

- ① 希望する業務内容(別表参照)の「希望業種」欄には、希望する業務に「1」を記入してください。ただし、「イ 測量」を希望する場合は測量業者の登録、「ロ 建築関係コンサルタント」を希望する場合は建築士事務所の登録をしていることがそれぞれ条件になります。
- ② 測量等実績高欄の用語の解説は次のとおりです。
- 審査基準日 … 申請日直前の決算日
 基準決算 … 審査基準日を含む決算期間
 審査基準日以前24ヶ月間の決算（基準決算を除く） … 審査基準日以前2年間から基準決算の期間を除いた期間
- ③ 「審査基準日以前24ヶ月間の決算（基準決算を除く）」及び「基準決算」の欄は、各決算期間の開始年月を自□□□□のカラムに、終了年月を至□□□□のカラムに記入してください。
- ④ 「審査基準日」の欄は、申請日直前の決算日を記入してください。
- ⑤ 実績高の各欄は、①で記入した希望業種の大区分ごとに、各決算期間における実績高を記入してください。なお、「実績高合計」が損益計算書の売上高と一致しなくとも支障ありません。（金額の単位は千円とし、千円未満は切り捨て）
- ⑥ 「49 業務内容」の欄には、希望業種で「その他」を希望した場合に、具体的な業務内容を記入してください。

⑦ 「登録事業」の各欄は、該当する場合には○で囲み、登録番号を記入してください。

「01 測量業者」 測量法（昭和24年法律第188号）第55条による登録を受けている場合

「02 地質調査業者」 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合

「03 土地家屋調査士」 土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条による登録を受けている場合（調査士が2人以上いる場合は、1人のみ記入で結構です。）

「04 建築士事務所」 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けている場合

「05 補償コンサルタント」 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条による登録を受けている場合

「06 司法書士」 司法書士法（昭和25年法律第197号）第8条による登録を受けている場合

「07 建設コンサルタント」 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けている場合

「08 計量証明事業者」 計量法（平成4年法律第51号）第107条による登録を受けている場合

「09～12」 その他の登録を受けている場合は、登録事業名及び登録番号をそれぞれの欄に記入してください。

※不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条による登録を受けている不動産鑑定業者につきましては、「物品・役務等」営業種目2660（鑑定・評価）にて申請してください。

(3) 財務関係一覧（様式1-3）

「貸借対照表」、「損益計算書」の各欄は、基準決算の財務諸表（(10)の財務諸表）から転記してください（千円単位で記載し、千円未満切捨て）。資本合計、利益等がマイナスの場合、左端のカラムに「－」を記入してください。

また、消費税及び地方消費税に相当する額の会計方式について、税抜の場合は「1」を、税込の場合は「2」を記入してください。（消費税免税業者の場合は「2」を記入してください。）

(4) 職員関係一覧（様式1-3）

① 「C0 常勤職員の数」の各欄は、審査基準日において、常時雇用している従業員数を記入してください。

- ・「a 技術職員」及び「b 事務職員」… 専ら測量等業務に従事している常勤職員の数
- ・「c その他の職員」… 専ら測量等業務以外の業務に従事している常勤職員の数
- ・「d 合計」… a～cの合計（役職員等(e)を含む）
- ・「e 役職員等」… 常勤職員の数。〔法人：常勤役職員等（監査役は除く）、個人：事業主〕

※ 建設業など他の業種に専ら従事している職員は「その他の職員」に計上してください。

② 「有資格者数」の各欄は、審査基準日において、専ら測量等業務に従事している常勤職員のうちで資格を有している者について、それぞれの資格ごとに人数を記入してください。

※1 1人で2種類以上の資格を有している者について、それぞれの資格ごとに計上してください（有資格者数は延べ人数となります。）ただし、同種の資格で1・2級や士・士補の場合については、上級のものののみ計上してください。また、該当する技術資格名がない場合は、「その他の資格」欄に合計人数を記入してください。

※2 その他

公共用地取得実務経験者… 官公庁に勤務し、公共用地の取得業務に従事した実績のある者でその実績が10年以上ある者

RCCM ……………（一社）建設コンサルタンツ協会の行うRCCM試験に合格し、登録を受けている者

③ 「E8 有資格者延べ人数」の欄には、各有資格者数の合計人数を記入してください。

(5) 登録事業の登録証明書

様式(1-2)に記入した「登録事業」については、登録証の写し（申請日現在有効であるもの）又は登録証明書（写し可、ただし申請日前3ヶ月以内に発行されたもの）を添付してください。

(6) 営業所一覧表

直近に建設業許可行政官庁へ提出した建設業法施行規則様式第1号別紙二（2）又は同様の記載がある任意様式

(7) 測量等実績調書（様式3）

- ① 希望する業務区分ごとに作成してください。
- ② 審査基準日の直前2年間の主な完成業務及び直前2年間に着手した主な未完成業務について記入してください。（着手年月か完成年月のいずれかが直前2年間に含まれていれば可とします。）
- ③ 「測量等対象の規模等」の欄は、測量の面積・精度等、設計の段階・構造・延べ面積等を記入してください。
- ④ 「請負代金の額」の欄は、消費税及び地方消費税抜きの金額を千円単位で記入し、千円未満は切捨ててください。

※ 消費税免税業者で、消費税相当額を含めて売上を計上している場合、実績高には消費税相当額を含めて記載してください。

(8) 技術者経歴書（様式4）

- ① 希望する業務区分ごとに作成してください。
- ② 「最終学校」の欄には、学校名（〇〇大学、△△工業高校等）及び専攻学科（土木学科、建築科等）を記入してください。
- ③ 「法令による免許等」の欄には、業務に関する法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けたものを記入してください。（例：測量士、1級建築士等）
- ④ 「実務経歴」の欄には、純粹に測量、建設コンサルタント等業務に従事した経歴を記入してください。
- ⑤ 「実務経験年月数」の欄には、純粹に測量、建設コンサルタント等業務に従事した満年月数（審査基準日現在）を記入してください。（1月未満は切り捨てとします。）

(9) 財務諸表

- ① 法人は、基準日直前1営業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分（損失処理）計算書を添付してください。
- ② 個人は、基準日直前1営業年度の営業用純資本額、収支計算書又は青色申告決算書等

(10) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書：写し可、ただし申請日前3ヶ月以内に発行されたもの。）

- ① 法人の場合は必ず添付してください。
- ② 個人申請の場合は、商業登記簿謄本に代えて身分証明書を添付してください。

(11) 納税証明書（写し可、ただし申請日前3ヶ月以内に発行されたもの。）

- ① 国税
 - ア 法人は、法人税及び消費税の納税証明書（様式：その3又はその3の2若しくはその3の3）
 - イ 個人は、所得税及び消費税の納税証明書（様式：その3又はその3の2）
- ② 県税（栃木県に納税義務を有する者に限る）
全税目の納税証明書
- ③ 町税（那須町に納税義務を有する者に限る）
全税目の納税証明書

(12) 委任状（様式2）

令和8年度的那須町発注の契約締結等についての権限を、支店あるいは事業所等の長に年間を通じて委任する場合（申請書（様式1-1）「13 受任者の有無」に「1」を記入した方）は、必ず提出してください。

- ① 委任状の右上の日付は、持参する場合は提出日、郵送の場合は発送日を記入してください。

- ② 「所在地」、「商号又は名称」、「代表者氏名」を記入し、「代表者印」及び「受任者印」を忘
れずに押印してください。
- ③ 「委任事項」については、該当するものに○を付けてください。また、「1～5」以外の委任事
項がある場合は「6」に○を付け、（ ）内に内容を記入してください。
- ④ 「H0 フリガナ」～「営業所等FAX番号」については、申請書（様式1-1）の記載要領に準じて
記入してください。

(13) 暴力団等の排除に関する誓約書

内容を確認のうえ、必ず提出してください。

- ① 日付は、持参する場合は提出日、郵送の場合は発送日を記入してください。
- ② 「住所」、「商号又は名称」、「代表者氏名」を記入し、「代表者印」を忘れずに押印してくだ
さい。

(14) 返信用封筒

受付票を後日郵送しますので、住所、社名及び担当者名を記入して110円切手を貼った返信用封筒
（定型）を同封してください。（持参の場合も同じ。）

(15) 受付票

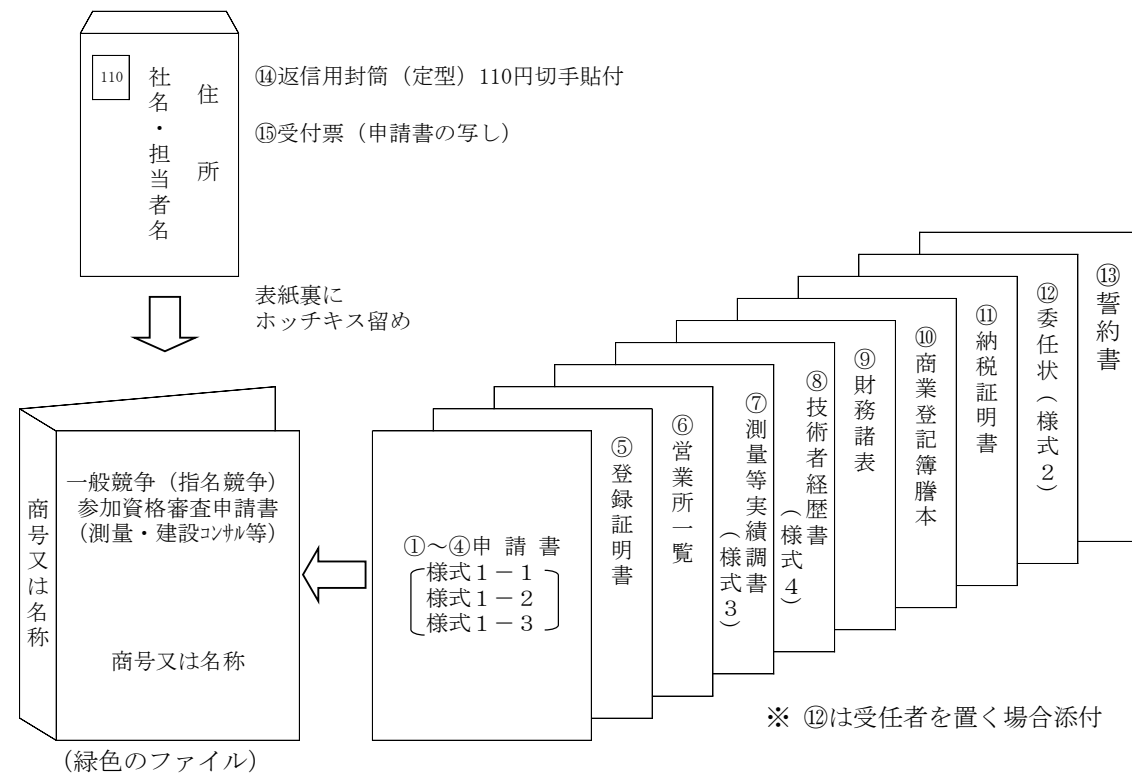
申請書が受付になりましたら受付印を押印して返送しますので、申請書（様式1-1）の写しを提出
してください。

別表 業 務 内 容

業 務 区 分	業 務 の 内 容
イ 測 量	土地に関する測量及び地図の調整並びに測量用写真の請負又は委託を行う業務
ロ 建 築 関 係 建設コンサルタント	土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言をすることの請負又は委託を行う業務
ハ 土 木 関 係 建設コンサルタント	
ニ 地 質 調 査	地質又は土質について調査し及び計測し並びに解析し及び判定することにより土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言に必要な地質又は土質に関する資料の提供及びこれに付随する業務を行うことの請負又は委託を行う業務
ホ 補 償 関 係 コンサルタント	土木建築に関する工事に必要な物件、権利の調査、資料収集及び事業関係調査並びに登記手続関係業務又はこれらに付随する業務を行うことの請負又は委託を行う業務
ヘ そ の 他	上記に属さない業務

申請書の綴り方（例）

(1)から(13)までを順番に、A4縦ファイル（色は緑指定）に綴じ込み、表紙と背表紙に商号又は名称を記入してください。(14)返信用封筒及び(15)受付票は表紙裏にホッチキスで留めて下さい。



5 申請書提出後の注意事項

入札参加資格認定後に下表の変更が生じた場合は、「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書記載事項変更届書（測量・建設コンサルタント等）」（様式5）に添付書類を付けて、那須町役場財政課契約管理係まで提出（郵送可）してください。

なお、事業の合併等による組織変更及び廃業等の取り扱いについては、那須町役場財政課契約管理係（TEL0287-72-6902）へお問い合わせください。

変更事項		添 付 書 類	提出期限	部数
本 社	・ 商号又は名称 ・ 代表者の氏名。役職名 ・ 所在地	履歴事項全部証明書(写し可) (建設許可の変更届出書の 副本の写しでも可)	事実の発生した ときから、2週 間以内 (登記を必要と する変更につい ては、登記完了 後2週間以内)	1部
	・ 電話番号 ・ F A X 番号	無し		
受 任 者	・ 受任者の氏名、役職名 ・ 営業所の名称 ・ 営業所の所在地	契約等に関する委任状 (営業所が登記済であれば 商業登記簿の写し)		
	・ 営業所の電話番号 ・ 営業所の F A X 番号	無し		

※ 次の変更については変更届出書の提出は不要です。

- ・ 資本金
- ・ 届出印鑑……代表者、受任者とも
- ・ 各登録事業の登録の更新に伴う番号・登録年月日等の変更

記載要領

- ① 「登録番号（記載必須）」は、登録時の業者番号を記入してください。
- ② 「変更年月日（記載必須）」は、変更の事実が発生した日を記入してください。
- ③ 各項目については、変更した項目のみ記入してください。
- ④ 「変更届出担当者（記載必須）」は、記載内容、添付書類について問い合わせする場合の担当者を記入してください。